

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいのおうどう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆう ふ 給 付 げんどがく 限度額 えん (円)
かい 介 く 訓 し 支 え 援 う 具 用	とくしゅしんだい 特殊寝台	(1) か し ま た た い か ん き の う 下肢又は体幹機能 しょう しょう 障 がい 2 級 以上の者 (2) なんびょうかんじゃとう か し 難病患者等で下肢 また た い か ん き の う しょう 又は体幹機能に 障 がい のあるもの	うで あしとう くんれん 腕、脚等の訓練ので きる器具を付帯し、 げんそく しょうしや 原則として使用者の とうぶ およ きやくぶ 頭 部 及 び 脚 部 の けいしやかくど こべつ 傾 斜 角 度 を 個 別 に ちやうせい き の う 調 整 できる機能を ゆう 有するもの	ねん 8 年	154,000
	とくしゅ 特殊 マット	(1) か し ま た た い か ん き の う 下肢又は体幹機能 しょう しょう 障 がい 1 級 の者 (常 じ かい ご よう もの 時介護を要する者とす る。) (2) か し ま た た い か ん き の う 下肢又は体幹機能 しょう しょう 障 がい 児 の 場 合 は、 2 きゆうい じやう げんそく 級 以 上 で 原 則 と し て さいい じやう 3 歳 以 上 の も の (3) ちてきしょう しや じ 知的 障 がい 者 ・ 児 じゅうどまた さいじゅうど の 重 度 又 は 最 重 度 で あ る も の (4) なんびょうかんじゃとう ね 難 病 患 者 等 で 寝 じやうたい たきりの 状 態 に あ る も の	ほうしまた じょくそうの防止又 しつきんとう おせん は失禁等による汚染 また そんもう ぼうし 又は損耗を防止する ためマット(寝具)に とう かこう ビニール等の加工を したもの	ねん 5 年	19,600
	とくしゅにようき 特殊尿器	(1) か し ま た た い か ん き の う 下肢又は体幹機能 しょう しょう 障 がい 1 級 の者 ・ 児 じやう じ かい ご よう もの (常 時 介 護 を 要 す る 者 とする。 児童の場合は、 がくれい じい じやう もの 学 齡 児 以 上 の 者 と す る 。) (2) なんびょうかんじゃとう 難 病 患 者 等 で じりき はいによう 自力で排 尿 できないも の	によう じどうてき きゆういん 尿 が 自 動 的 に 吸 引 されるもので、 障 が しや じまた かいごしや い 者 ・ 児 又 は 介 護 者 が 容 易 に 使 用 し 得 る もの	ねん 5 年	67,000
	にゆうよくたんか 入 浴 担 架	か し ま た た い か ん き の う しょう 下肢又は体幹機能 障 がい 2 きゆうい じやう もの じ にゆうよく あ 級 以 上 の 者 ・ 児 (入 浴 に 当 かぞくとうたにん かいじよ た っ て、 家 族 等 他 人 の 介 助 を 要 す る 者 と す る 。 児 童 の ばあい げんそく さい 場 合 は、 原 則 と し て 3 歳 いじやう もの 以 上 の 者 と す る 。)	しょう しや じ たんか 障 がい 者 ・ 児 を 担 架 に 乗 せ た ま ま リ フ ト そうち にゆうよく 装 置 に よ り 入 浴 さ せるもの	ねん 5 年	82,000
	じりつ 自 立 たいいこうかんき 体位交換器	(1) か し ま た た い か ん き の う 下肢又は体幹機能	かいじよしやしょう もの 介 助 者 障 がい 者 が	ねん 5 年	15,000

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいのもうどう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゅうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
せい 生 え 支 用	かつ 活 ん 援 ぐ 具	しょうがい2級以上の もの 者・児（下着交換等に当 たって、家族等他人の かいじょようもの 介助を要する者とする。 じどうばあいげんそく 児童の場合は、原則とし て3歳以上の者とし る。） (2) なんびょうかんじゃとう 難病患者等で寝 たきりの状態である	しょうがい者の体位を こうかん 交換させるのに容易 に使用し得るもの		
いどうよう 移動用 リフト		(1) かしまたたいかんきのう 下肢又は体幹機能 しょうがい2級以上の もの 者・児（児童の場合は、 げんそく 原則として3歳以上の もの 者とする。） (2) なんびょうかんじゃとう 難病患者等で かしまたたいかんきのうしょう 下肢又は体幹機能に障 がいのあるもの	かいじょしやじゅうどうしょう 介助者が重度障がい しやいどう 者を移動させるに当 たって、容易に使用し 得るもの。ただし、 てんじやうそうこうがた 天井走行型その他 じゅうたくかいしゅうともな 住宅改修を伴うも のを除く。	ねん 8年	159,000
くんれん 訓練いす		かしまたたいかんきのうしょう 下肢又は体幹機能障がい きゅういじょうじどうげんそく 2級以上の児童（原則と して3歳以上の者とする。）	げんそくふぞく 原則として付属のテ ーブルをつけるもの	ねん 5年	33,100
くんれんよう 訓練用 ベッド		(1) かしまたたいかんきのう 下肢又は体幹機能 しょうがい2級以上の もの 者・児（原則として がくれいじいじょうもの 学齢児以上の者とする。） (2) なんびょうかんじゃとう 難病患者等で かしまたたいかんきのうしょう 下肢又は体幹機能に障 がいのあるもの	うでまたあしぐんれん 腕又は脚の訓練が きぐそな できる器具を備えた もの	ねん 8年	159,200
にゅうよくほじょ 入浴補助 用具		(1) かしまたたいかんきのう 下肢又は体幹機能 しょうがいしやじにゅう 障がい者・児であって、入 よくかいじょよう 浴に介助を要するもの げんそく (原則として3歳以上の もの 者)とする。 (2) なんびょうかんじゃとう 難病患者等で にゅうよくかいじょよう 入浴に介助を要するも の	にゅうよくじいどうさい 入浴時の移動、座位 ほじょよくそう の保持、浴槽への にゅうすいどうほじょ 入水等を補助でき、 しょうがいしやじまた 障がい者・児又は かいじょしやようい 介助者が容易に使 用し得るもの。ただ し、設置に当たり、 じゅうたくかいしゅうともな 住宅改修を伴う ものを除く。	ねん 8年	90,000

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいのおうどう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゅうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
	べんき 便器	(1) かしまた たいかんきのう 下肢又は体幹機能 しょう しょう 障がい2級以上の もの じ じどう ばあい げんそく 者・児(児童の場合、原則 がくれいじいじやう もの として学齢児以上の者と する。) (2) なんびやうかんじやとう 難病患者等で じやうじかいご いう 常時介護を要するもの	しょう しゃ じ いうい 障がい者・児が容易 しょう に使用し得るもの。 (て (手すりをつけるこ とができる。)ただし、 とりか 取替えに当たり じゅうたくかいしゅう ともな 住宅改修を伴う もののぞ ものを除く。	ねん 8年	4,450
	どうぶ 頭部 ほごぼう 保護帽	ちてきしょう しゃ じ じゅうどまた 知的障がい者・児の重度又 さいじゅうど は最重度であるもので、てん ほっさとう はんざつ かんの発作等により煩雑に てんとう 転倒するもの	てんとう しょうげき 転倒の衝撃から どうぶ ほご 頭部を保護できるも の	ねん 3年	12,160
	ほこう 歩行 ほじょ 補助つえ (いっばんづえ 一本杖の み)	へいこうきのうまた かしも 平衡機能又は下肢若しくは たいかんきのう しょう ゆう 体幹機能に障がいを有する もの じ じどう ばあい げんそく 者・児(児童の場合は、原則 がくれいじいじやう もの として学齢児以上の者とす る。)	しょう しゃ じ いうい 障がい者・児が容易 しょう に使用し得るもの	ねん 3年	3,000
	ほこう 歩行 しえん 支援 ようぐ 用具	(1) へいこうきのうまた かし 平衡機能又は下肢 も たいかんきのう しょう 若しくは体幹機能に障 ゆう かていない がいを有し、家庭内の いどうとう かいじょ 移動等において介助を ひつよう もの じどう 必要とする者(児童の ばあい げんそく さい 場合は、原則として3歳 いじやう もの 以上の者とする。) (2) なんびやうかんじやとう 難病患者等で かしきのう しょう 下肢機能に障がいのあ るもの	おおむね つぎ 次のような せいのおう ゆう 性能を有する手す り、スロープ等であ ること。 ア しょう じ 障がい児の しんたいきのう じやうたい 身体機能の状 態 じゅうぶんふ を十分踏まえた ものであって、 ひつよう きやうど 必要な強度と あんぜんせい ゆう 安全性を有するも の	ねん 8年	60,000

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしょうしや 対象者	せいのおうどう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゅうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
			てんとうよぼう た イ 転倒予防、立ち あ どうきほじよ 上がり動作補助、 いじょうどうさ ほじよ 移譲動作の補助、 だん さ かいしょうとう 段差解消等の ようぐ 用具とする。ただ し、設置に当たり じゅうたくかいしゅう ともな 住宅改修を伴 うものを除く。		
とくしゅ 特殊 べんき 便器		(1) じょうししょう きゅう いじょう もの じ 以上の者・児 (2) ちてきしょう しゃ じ 知的障がい者・児 の重度又は最重度であ る者及び知的障がい 者・児を介護している もの(児童の場合、原則と して学齢児以上の者とす る。) (3) なんびょうかんじゃとう 難病患者等で じょうしきのう しょう 上肢機能に障がいのあ るもの	あし ぽ おんすい 足踏みペダルで温水 おんぶう だ う 温風を出し得るもの 及び知的障がい 者・児を介護している ものが容易に使用し 得るもの。ただし、 とりか へ へ 取替えに当たり じゅうたくかいしゅう ともな 住宅改修を伴う ものを除く。	ねん 8年	151,200
かさい 火災 けいほうき 警報器		い か とうもく がいとう 以下の項目にすべて該当す る者とする。 ア じどうそうだんしよまた しょう 児童相談所又は障が い者更生相談所におい て知的障がい者・児とし て判定され、障がい程度 が重度又は最重度であ る者及び視覚障がい・ 聴覚障がいの等級2 級以上(火災発生の 感知及び避難が著しく 困難な障がい者や	しつない かさい けむりまた 室内の火災を煙又 ねつ かんち は熱により感知し、 おとまた ひかり ぱつ 音又は光を発し、 おくが い けいほう 屋外にも警報ブザー で知らせ得るもの	ねん 8年	15,500

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしょうしや 対象者	せいのおとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゅう ふ 給 付 げんどがく 限度額 えん (円)
		なんびょうかんじやとう 難病患者等のみの世帯 およびこれに 準 ずる世帯 とする。)の者 イ ぜんねんどしみんぜい ひかせい 前年度市民税の非課税 世帯 ウ せっち たてもの 設置する建物が しんせいしやまた しんせいしや 申請者又は申請者と せいけい どういつ 生計を同一にする者の しやう 所有であること。			
	じどう 自動 しょうかき 消火器	じようき おな 上記に同じ。	しつないおんど いじよう 室内温度の異常 じようしょうまた ほのお 上昇又は炎の せつしよく じどうてき 接触で自動的に しょうかえき ふんしや 消火液を噴射し、 しよきかさい しょうか 初期火災を消火し得 るもの	ねん 8年	28,700
	でんじ 電磁 ちやうりき 調理器	(1) しかくしょう きゆう 視覚障がい2級 いじよう もの ちやうかくしょう 以上の者(聴覚障がい しや せたいおよ 者のみの世帯及びこれに じゅん せたい 準 ずる世帯とする。) (2) ちてきしょう しや じ 知的障がい者・児 じゅうどまた さいじゅうど の重度又は最重度であ さいいじよう って18歳以上のもの	しかくしょう しや およ 視覚障がい者及び ちてき しょう しや 知的障がい者が ようい しょう う 容易に使用し得るも の	ねん 6年	41,000
	ほ ころ じ かん 歩 行 時 間 え ん ち ょ う 延 長 しんごうきようこがた 信号機用小型 そうしんき 送信機	しかくしょう きゆういじよう 視覚障がい2級以上の しや じ じどう ばあい げんそく 者・児(児童の場合は、原則 がくれいじいじよう もの として学齢児以上の者とす る。)	しかくしょう しや じ 視覚障がい者・児が ようい しょう う 容易に使用し得るも の	ねん 10年	7,000
	ちやうかくしょう 聴 覚 障 が しやようおくない い者用屋内 しんごうそうち 信号装置	ちやうかくしょう きゆういじよう もの 聴覚障がい2級以上の者 ちやうかくしょう しや (聴覚障がい者のみの せたいおよ じゅん せたい 世帯及びこれに準 ずる世帯 にちじようせいかつじようひつよう みと で日常生活上必要と認め せたい られる世帯)	おと おんせいとう しかく 音、音声等を視覚、 しよつかくとう ちかく 触覚等により知覚 できるもの	ねん 10年	87,400
	ちやうかくしょう 聴 覚 障 が しやようめ い者用目覚 まし時計	ちやうかくしょう きゆういじよう 聴覚障がい2級以上の しや じ じどう ばあい の者・児(児童の場合は、 げんそく がくれいじいじよう 原則として学齢児以上の もの 者とする。)	しんどうとう ちかく 振動等により知覚で きるもの	ねん 8年	15,300

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしょうしや 対象者	せいのおとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゅう ふ 給 付 げんどがく 限度額 えん (円)
ざい たく 在宅 療 養 等 支 え ん 援 ぐ 具 用	とうせきえき 透析液 かおんき 加温器	じんぞう き のうしょう きゅうい じょう 腎臓機能が3級以上 じ これんぞくすいこうしきふくまくかん で自己連続携行式腹膜灌 りゅうほう 流 法 (CAPD) による とうせきりょうほう おこな もの じどう 透析療法を行う者(児童 ばあい げんそく さい の場合、原則として3歳 いじょう もの 以上の者とする。)	とうせきえき かおん 透析液を加温し、 いっていおんど たも 一定温度に保つもの。 しかくしょう しやおよ ち 視覚障がい者及び知 てきしょう しや ようい 的障がい者が容易に しょう う 使用し得るもの	ねん 5年	51,500
	ネブライザー きゅうにゅうき (吸入器)	(1) こきゅうききのうしょう 呼吸器機能が3級以上又は同等の きゅういじょうまた どうとう 障 がいを有する者で しょう ゆう もの ひつよう みと しや じ 必要と認められる者・児 じどう ばあい げんそく (児童の場合は、原則と がくれいじいじょう もの して学齢児以上の者とす る。) (2) なんびょうかんじゃとう 難 病 患 者 等 で こきゅうききのう しょう 呼吸器機能に 障 がい あるもの	しょう しや じ ようい 障 がい者・児が容易 しょう う に使用し得るもの	ねん 5年	36,000
	でんきしき きゅういんき 電気式たん 吸引器	(1) こきゅうききのうしょう 呼吸器機能が3級以上又は、同等の きゅういじょうまた どうとう 障 がいを有する者で しょう ゆう もの ひつよう みと しや じ 必要と認められる者・児 じどう ばあい げんそく (児童の場合は、原則と がくれいじいじょう もの して学齢児以上の者とす る。) (2) なんびょうかんじゃとう 難 病 患 者 等 こきゅうききのう しょう 呼吸器機能に 障 がい ある者	しょう しや じ ようい 障 がい者・児が容易 しょう う に使用し得るもの	ねん 5年	56,400
	さんそ うんぱんしや 酸素ボンベ 運搬車	いりょうほけん ざいたくさんそ 医療保険における在宅酸素 りょうほう おこな もの 療法を行う者	しょう しや じ ようい 障 がい者が容易に しょう う 使用し得るもの	ねん 10年	17,000
	どうみやくけつちゅう さんそほうわど 動脈血中 酸素飽和度 そくていき 測定器 (パル スオキシメー ター)	じんこうこきゅうき そうちやく ひつよう 人工呼吸器の装着が必要 もの な者	こきゅうじょうたい けいぞくてき 呼吸状態を継続的 にモニタリングする かのう きのう ことが可能な機能を ゆう しや 有し、障 がい者や なんびょうかんじゃとう ようい 難 病 患 者 等 が容易 しょう う に使用し得るもの	—	い 一 か 回 か 限 り 157,500

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいのおとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゅう ふ 給 付 げんどがく 限度額 えん (円)
	いりよう ききよう 医療機器用 バッテリー	(1) じんこうこきゅうき 人工呼吸器、ネブラ イザー又は電気式たん吸引 器を使用している者・児(ネ ブライザー又は電気式たん 吸引器を使用している者・ 児については、ネブライザー 又は電気式たん吸引器の 対象者に限る。) (2) じんこうこきゅうき 人工呼吸器、ネブ ライザー又は電気式たん 吸引器を使用している難 病患者等で、呼吸機能に 障害があるもの(ネブラ イザー又は電気式たん吸 引器を使用しているも のについては、ネブライザー 又は電気式たん吸引器の 対象者に限る。)	がいしゅつ じ また きんきゅう 外出時又は緊急 時に医療用機器を 正 常に作動させる 動力源となるもの	5 年	100,000
	しかくしょう 視覚障がい 者用体温計 (音声式)	しかくしょう きゅういじょう もの 視覚障がい2級以上の者 (視覚障がい者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯とす る。)	しかくしょう しゃ じ 視覚障がい者・児が 容易に使用し得るも の	5 年	9,000
	しかくしょう 視覚障がい 者用体重計	しかくしょう きゅういじょう もの 視覚障がい2級以上の者 (視覚障がい者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯とす る。)	しかくしょう しゃ 視覚障がい者が 容易に使用し得るも の	5 年	18,000
じょうほう 情報・ い し 意思 そ つ 疎通 え ん 支援 う ぐ 具	けいたいよう 携帯用 かいわ 会話 ほじょそうち 補助装置	おんせい げんごきのうしょう しゃまた 音声・言語機能障がい者又 は肢体不自由者・児であつ て、発声・発語に著しい 障がいをも有するもの(児童 の場合は、原則として 学齢児以上の者とする。)	けいたいしき 携帯式で、ことばを おんせいまた ぶんしょう 音声又は文章に へんかん きのう ゆう 変換する機能を有 し、障がい者・児が 容易に使用し得るも の	5 年	98,800
	でんじき 点字器	しかくしょう きゅういじょう 視覚障がい2級以上の	しかくしょう しゃ 視覚障がい者が	7 年	

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいのおうとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
	ひょうじゆんがた 標準型	もの（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。）	容易に使用し得るもの (1) 真鍮板製 (2) プラスチック製		10,400 6,600
	でんじ 点字タイプライター	視覚障がい2級以上の者・児（原則として就学若しくは就労し、又は就労が見込まれる者とする。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	63,100
	しかくしょう 視覚障がい者用ポータブルレコーダー 〃（再生専用機）	しかくしょう 視覚障がい2級以上の者・児（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。）	おんせいとう 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年 5年	89,800 さいせい 再生 せんようき 専用機 36,750
	しかくしょう 視覚障がい者用活字文書読上げ装置	しかくしょう 視覚障がい2級以上の者・児（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。）	もじじやうほう どういつ 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	6年	99,800
	しかくしょう 視覚障がい	しかくしょう 視覚障がいであつて、本装置により文字等を読む	がぞうにゆうりよくそうち 画像入力装置を読みみたいもの（印刷物	8年	198,000

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしょうしや 対象者	せいのおとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゅうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
	しやようかくだい 者用拡大 どくしょき 読書器	ことが可能になる者・児 (児童の場合は、原則として がくれいじいじようもの 学齢児以上の者とする。)	とううえお 等)の上に置くこと で、簡単に拡大され た画像(文字等)をモ ニターに映し出せる もの		
	じようほう つうしん 情報・通信 しえんようぐ 支援用具	しかくまた じようしきのうしよう 視覚又は上肢機能障がい2 きゅういじようもの じ 級以上の者・児でアプリケ ーションソフトウェア又は しゅうへん きき しよう 周辺機器を使用することに より、パーソナルコンピュー タを操作できるもの	しかくしよう しや 視覚障がい者が、 がめんも じとう おんせい か 画面文字等の音声化 また かくだい 又は拡大するアプリ ケーションソフトウ ェアを使用すること により、パーソナルコ ンピュータを操作す ることが可能となる もの又は上肢不自 由者 パーソナルコンピ ュータ専用の周辺 機器を使用すること によりパーソナルコ ンピュータを操作す ることが可能となる もの	ねん 6年	100,000
	しかくしよう 視覚障がい しやようときい 者用時計(触 どく 読)	しかくしよう きゅういじようもの 視覚障がい2級以上の者	しかくしよう しや 視覚障がい者が容 易に使用し得るもの	ねん 10年	10,300
	しかくしよう 視覚障がい しやようときい 者用時計 (音声) おんせい	しかくしよう きゅういじようもの 視覚障がい2級以上の者。 なお、音声時計は、手指の しよつかく しよう 触覚に障がいがある等の ため触読式時計の使用が こんなんもの げんそく 困難な者を原則とする。	しかくしよう しや 視覚障がい者が ようい しよう う 容易に使用し得るもの	ねん 10年	13,300
	ちようかくしよう 聴覚障がい しやようつうしん 者用通信 そうち 装置	ちようかくしよう しや じまた 聴覚障がい者・児又は はっせい はつご いちじる しよう 発生・発語に著しい障がい ゆうもの じ を有する者・児であって、	いっばん でんわき せつぞく 一般の電話機に接続 し得るもので、音声 の代わりに文字等に	ねん 8年	71,000

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしょうしや 対象者	せいのおとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゅう ふ 給 付 げんどがく 限度額 えん (円)
		コミュニケーション、 きんきゅうれんらくとう しゅだん 緊急連絡等の手段として ひつよう みと 必要と認められるもの (児童の場合は、原則とし じどう ばあい げんそく て学齢児以上の者とする。)	より通信が可能なる 機器であつて、障がい者・児が容易に使用し得るもの		
	ちようかくしょう 聴覚障がい者用情報 じゅしんそうち 受信装置	ちようかくしょう 聴覚障がい者・児であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	じまくおよ しゅわつやくつき 字幕及び手話通訳付 の聴覚障がい者用 ばんぐみなら 番組並びにテレビ ばんぐみに字幕及び手話 つうやく えいざう ごうせい 通訳の映像を合成し たものを画面に出 りよく きのう ゆう 力する機能を有し、 かつ、災害時の聴 かくしょう しやむ きん 覚障がい者向け緊 きゅうしんごう じゅしん 急信号を受信する もので、聴覚障がい しや じ ちようかくしょう 者・児が容易に しょう う 使用し得るもの	ねん 8年	88,900
	じんこういんとう 人工咽頭 ふえしき 笛式	おんせい げんごきのおうしょう 音声・言語機能障がいであつて、咽頭を摘出した者・児	こき 呼吸によりゴム等の まく しんどう 膜を振動させ、ビニー る等の管を通じて音 げん こうくうない みちび こう 源を口腔内に導き構 おんか 音化するもの	ねん 4年	5,000
	じんこういんとう 人工咽頭 でんどうしき 電動式	おんせい げんごきのおうしょう 音声・言語機能障がいであつて、咽頭を摘出した者・児	がくかぶとう でん 顎下部等にあてた電 どうばん くどう けい 動板を駆動させ、経 ひてき おんげん こうくう 皮的に音源を口腔 ない みちび こうおんか 内に導き構音化するもの	ねん 5年	70,100
	じんこうはな 人工鼻	おんせいきのう げんごきのうまた 音声機能、言語機能又はその しょう きゅういじよう やくの障がい者が3級以上の しんたいしよう しや じ 身体障がい者・児で、 こうとう てきしゅつ もの じどう 喉頭を摘出した者（児童	ようい しよう え 容易に使用し得るもの	—	23,100 1 か げつぶん 月分

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしょうしや 対象者	せいのおとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゅう ふ 給 付 げんどがく 限度額 えん (円)
		ばあい げんそく がくれいじ の場合、原則として学齢児 いじょう もの 以上の者)			
	でんじとじよ 点字図書	おも じょうほう にゅうしゅ でんじ 主に、情報の入手を点字 によっている者・児 もの じ	でんじ さくせい 点字により作成され た図書 としよ	—	じつびさがく 実費差額
はいせつ 排泄 かんり 支援 えん 用具 う	そうぐ ストーマ装具 (消化器 しょうかき けい 系)	ちよくちうきのおうしやう しや じ 直腸機能障がい者・児 じどう ばあい げんそく (児童の場合は、原則とし て3歳以上の者とする。)	ていしげきせい ねんちゃくざい 低刺激性の粘着剤 しょう みつぼうがた を使用した密封型 また かぶ かいほうがた 又は下部開放型の しゅうのうぶくろ 収納袋	—	8,858 1 か げつぶん 月分
	そうぐ ストーマ装具 (尿路系) にようろけい)	きのおうしやう しや じ ぼうこう機能障がい者・児 じどう ばあい げんそく (児童の場合は、原則とし て3歳以上の者とする。)	ていしげきせい ねんちゃくざい 低刺激性の粘着剤 しょう みつぼうがた を使用した密封型の しゅうのうぶくろ にようしよ 収納袋で、尿処 りよう 理用のキャップ付	—	11,639 1 か げつぶん 月分
	よう ストーマ用 そうぐだいたいひん 装具代替品 かみ 紙おむつ	つぎ がいとう もの 次のいずれかに該当する者 じどう ばあい げんそく (児童の場合は、原則とし て3歳以上の者とする。)	かみ 紙おむつ、サラシ、ガ ーゼ等の衛生用品 とう えいせいようひん であって、障がい しや じまた かいごしや 者・児又は介護者が ようい しよう え 容易に使用し得るも の	—	12,000 1 か げつぶん 月分
		いけんしよ 意見書により、ストーマ しゅうへん いちじる 周辺の著しいびらん また 又はストーマの変形により そうぐ そうちやく ストーマ装具を装着でき ないと判断されたもの はんだん (2)先天性疾患(先天性 せんてんせいしつかん せんてんせい 鎖肛を除く。)に起因する さこう のぞ きいん 神経障がいによる高度の しんけいしやう こうど 排尿機能障がい又は はいようきのうしやう また 高度の排便機能障がいの こうど はいべんきのうしやう ある者 もの (3)先天性鎖肛に対する せんてんせいさこう たい 肛門形成術による高度の こうもんけいせいじゅつ こうど 排便機能障がいのある者 はいべんきのうしやう もの (4)脳性麻痺等の脳原性 のうせいま ひとう のうげんせい うんどうきのうしやう 運動機能障がいにより			

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいのおうどう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆう 給 付 げんどがく 限度額 えん (円)
		はいにようまた はいべん い しひようじ 排 尿 又は排便の意思表示 こんなん もの が困難な者			
	しゅうによう き 収 尿 器	せきずいそんしやうとう はいにようしやう 脊髄損傷等により排尿障 がい (特に失禁のある場合な ど) のある者・児	はいによう ちやうせつ 排 尿 の 調 節 が じゆう ひと 自由にできない人の ため、身体に固定し て尿をためておく もの	ねん 1年	8,500
じゅうたく 住 宅 かいしゅうひ 改 修 費	きょたくせいかつどう 居 宅 生 活 動 さほじようぐ 作補助用具	(1) か し たいかんきのうしやう 下肢、体幹機能障 がい また にゅうようじきいぜん 又は乳幼児期以前の ひしんこうせい のうびようへん 非進行性の脳病変によ る うんどうきのう しやう 運 動 機 能 障 が い いどうきのうしやう かぎ (移動機能障 がいに限 る。)を有する者であつて しょう どうきゅう きゅういじよう 障 が い 等 級 3 級 以 上 の者・児 (ただし、特殊 べんき とりか 便器への取替えをする ばあい じやうししやう 場合は、上肢障 がい2 きゅういじよう もの じ 級 以 上 の者・児とす る。) (2) なんびようかんじゃとう か 難 病 患 者 等 で 下 した たいかんきのう しやう 肢又は体幹機能に 障 が いのあるもの	しょう しや いどうとう 障 が い 者 の 移 動 等 えんかつ を円滑にする用具で せつち しやうきぼ 設置に小規模な じゅうたくかいしゅう ともな 住宅改修を伴う もの	—	200,000 かい 1回 かぎ 限り
ほ じょぐ 補 助 具	じんこうないじよう 人工内耳用 くうきでんち 空気電池	じんこうないじようめこみしゅじゅつ う 人工内耳埋込手術を受 けている聴覚障 がい者・ じ じんこうないじようくうきでんち 児 (人工内耳用空気電池と じんこうないじようじゅうでんちおよびじんこう 人工内耳用充電池及び人工 ないじようじゅうでんき へいよう みと 内耳用充電器との併用は認 めない。)	—	—	2,500 1 か げつぶん 月分
	じんこうないじよう 人工内耳用 じゅうでんち 充電池	じよう き おな 上記に同じ。		ねん 1年	30,000

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしょうしや 対象者	せいのおとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゅうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
	じんこうないじょう 人工内耳用 じゅうでんき 充電器	じょうきおな 上記に同じ。		ねん 3年	30,000